## ■住所等の届出

- \*住所や勤務先名称及び所在地が変わったとき
- \*本籍が変更になった時は届出義務はありませんが、本籍地の修正を希望される場合は、この「住所等の届出」 手続きで行います。

	申請書等名	注意事項
1	建築士住所等の届出	<ul><li>・勤務先:建築士事務所登録されている勤務先の場合は、その事務所の開設者の名前も記入して下さい。</li><li>・本籍を変更されたい場合は、「本籍地の都道府県名」のところを〇で囲んで下さい。</li></ul>
2	印鑑(持参される場合)	認印で結構です。

◎郵送でも可。ただし、記入漏れ等あった場合、再提出となります。ご注意ください。

## 記入例

